

大雪地区広域連合国民健康保険条例における旧被扶養者に係る条例減免
の取扱要綱

平成 20 年 6 月 30 日
要綱第 8 号

改正 平成 25 年 7 月 1 日 要綱第 5 号

改正 令和元年 6 月 14 日 要綱第 1 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、大雪地区広域連合国民健康保険条例（平成 16 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 32 条第 1 項第 2 号の規定に基づく国民健康保険料（以下「保険料」という。）の減免について、必要な事項を定めることを目的とする。

(減免の対象)

第 2 条 保険料の減免は、条例第 32 条第 1 項第 2 号に該当する者（以下「旧被扶養者」という。）とする。

(減免措置の内容)

第 3 条 旧被扶養者に対する保険料減免措置は次のとおりとする。

- (1) 旧被扶養者に係る所得割額及び資産割額については、所得、資産の状況にかかわらず、これを免除する。
- (2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課 5 割、7 割軽減該当世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。

イ 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5 割

ロ 減額賦課 2 割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の 3 割

- (3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に限り、旧被扶養者の属する世帯に係る世帯別平等割額については、資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、次の割合により、これを減免する。ただし、旧被扶養者が属する世帯が、減額賦課 5 割、7 割軽減該当世帯又は特定世帯（国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号。以下「令」という。）第 29 条の 7 第 2 項第 8 号イに規定する特定世帯をいう。）である場合は減免を行わない。

イ 減額賦課非該当世帯：5 割

- ロ 減額賦課 2 割軽減該当世帯：当該軽減前の額の 3 割
- ハ 減額賦課非該当の特定継続世帯（令第 29 条の 7 第 2 項第 8 号イに規定する特定継続世帯をいう。以下同じ。）：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割 2. 5 割軽減前の額の 2. 5 割
- ニ 減額賦課 2 割軽減該当の特定継続世帯：特定継続世帯に該当することによる世帯別平等割 2. 5 割軽減及び減額賦課 2 割軽減前の額の 1 割（手続き等）

第 4 条 旧被扶養者に対する取扱いは次のとおりとする。

(1) 被用者保険の被保険者が後期高齢者医療制度の対象となったこと、又は他市町村から転入したことにより、その被扶養者が新たに国民健康保険の被保険者となった場合、被用者保険の保険者が発行する「資格喪失証明書」等によって、被保険者及び被扶養者の資格喪失年月日、生年月日等を確認し、当該新たに国民健康保険の被保険者となった者が旧被扶養者に該当するかを判断する。

(2) 当該者が旧被扶養者の要件を満たす者である場合には、資格取得届をもって減免申請手続きがあったものとみなす。なお、その場合には、異動日以降の保険料につき減免の適用を行う。

2 旧被扶養者に該当する者の管理については、次のとおりとする。

(1) 旧被扶養者の異動等に管理は、電算システムにより行う。

(2) 町外転出の場合には、「旧被扶養者異動連絡票」を発行し、被保険者に交付する。

(3) 減免期間が翌年度にわたる場合の申請については、初めの年度の申請を翌年度の申請をみなし、継続して減免を行うものとする。

(減免の終了)

第 5 条 減免期間が終了した場合又は旧被扶養者が死亡・他保険へ異動した場合等は当該減免を終了する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日要綱第 5 号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、平成 25 年度以後の保険料について適用

し、平成 24 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 6 月 14 日要綱第 1 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和元年 6 月 14 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の規定は、令和元年度以後の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。